

鯖江市長 佐々木 勝久 殿

鯖江市監査委員 加藤 一邦

鯖江市監査委員 石川 修

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1)公の施設 さばえSDGs推進センター
(2)指定管理者 株式会社メディアビジョン
(3)施設の所管課 政策経営部総合政策課
- 3 監査の期日 調査期間 令和7年12月4日から令和7年12月18日まで
監査委員による監査期日 令和7年12月18日(木)
- 4 監査の範囲 令和6年度に執行された公の施設の管理に係る出納およびその他の事務の執行状況
- 5 監査の方法 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか。また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。
監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

- 6 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。
 (3)利用促進のための努力はされているか。
 (4)経費の縮減は図られているか。
 (5)施設管理に係る会計経理は適正に行われているか。
 (6)施設管理に係る各種規程は整備されているか。
 (7)利用促進および利用者サービスの向上に努めているか。

第2 監査対象の概要

1 施設の概要

施設名	さばえSDGs推進センター
所在地	鯖江市新横江2丁目3番4号 めがね会館9階
竣工時期・面積等	令和2年9月12日開設 272.80㎡
指定管理開始日	令和6年4月1日
指定管理選定方法	公募

2 指定管理者の概要

名称	株式会社メディアビジョン
代表者	代表取締役社長 三田村 耕平
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日(1期目:1年次)
指定管理料	指定期間総額 106,190,000円以内 令和6年度 22,647,800円

3 施設の利用状況

令和6年度 来所者数

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
予約見学	件数	3	6	7	3	3	2	4	12	1	2	1	0	44
	人数	31	184	142	70	39	30	40	382	4	15	5	0	942
開催事業	件数	1	6	2	4	8	7	1	1	4	1	1	3	39
	人数	9	46	75	56	104	43	54	18	15	1	2	55	478
他一般	人数	110	186	277	586	694	488	701	323	256	217	136	393	4,367
計	人数	150	416	494	712	837	561	795	723	275	233	143	448	5,787

4 収支決算書〔令和6年度〕

〔収入〕

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	差引額	内 訳
施設運営収入	0	9,800	9,800	
利用料金収入	0	0	0	
その他	0	9,800	9,800	
企画事業収入	2,200,000	2,200,000	0	
業務受託収入	2,200,000	2,200,000	0	映像制作受託
指定管理料	20,438,000	20,438,000	0	
収入計	22,638,000	22,647,800	9,800	

〔支出〕

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	差引額	内 訳
管理運営費用	17,688,000	17,958,935	270,935	
人件費	13,000,000	15,163,681	2,163,681	賃金、賞与、法定福利費
厚生費	0	42,023	42,023	健康診断健診費、ユニフォーム代等
通信費(通信運搬費)	165,000	233,249	68,249	電話代、切手代、運送費、CATV利用料等
事務用品費(消耗品費)	110,000	217,626	107,626	事務用品、名刺等
消耗品費(備品購入費)	220,000	189,571	△ 30,429	センター内備品
広告宣伝費(印刷製本費)	220,000	200,442	△ 19,558	チラシ等制作、記念品等
修繕費	200,000	0	△ 200,000	
保険料	33,000	24,002	△ 8,998	賠償責任保険、イベント保険
手数料(使用料等)	990,000	1,372,800	382,800	PC等利用料、事務管理費、振込手数料等
その他	1,430,000	515,541	△ 914,459	
車輜使用料	0	264,000	264,000	
旅費交通費	0	95,752	95,752	出張費、燃料費、駐車場代等
新聞図書費	0	127,360	127,360	
会議費	0	14,187	14,187	
負担金	0	10,000	10,000	
雑費	0	4,242	4,242	
管理費	1,320,000	0	△ 1,320,000	手数料に含む
企画事業経費	4,950,000	5,247,435	297,435	
業務委託費	4,950,000	5,247,435	297,435	
その他	0	0	0	
支出の部合計	22,638,000	23,206,370	568,370	
当期 収入計－支出計	0	△ 558,570	△ 558,570	4/1～3/31までの収支

第3 監査の結果

さばえSDGs推進センターの指定管理者の事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであり、一部の改善事項を除き、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、改善事項は下記のとおりであり、留意すべき軽微な事務処理上の事項については口頭にて改善を促した。

1 指摘事項

記載すべき事項なし

2 改善事項

(1) 備品の取扱いについて【指定管理者・所管課】

基本協定書第4条「備品等の取扱い」および第5条「備品等の帰属」について、指定管理費で購入した物品を備品として扱う範囲が不明確であり、必要な承認や報告の手続きについて、市と指定管理者の間で認識の相違が生じている。備品の対象範囲を整理し、適正な管理を行うこと。

(2) 個人情報の取扱いについて【指定管理者】

基本協定書の個人情報取扱特記事項第4条「安全管理措置を市に書面で報告」が履行されていない。安全管理措置を報告し、個人情報の安全管理に努められたい。

また、指定管理者が施設内に監視カメラを設置しているが、設置や運用に関する事項が定められていない。施設利用者のプライバシーを保護し、安全確保および安全管理の徹底ならびに犯罪発生の抑止を図るために、取扱基準等の策定について検討されたい。

(3) 指定管理者名等の表示について【指定管理者・所管課】

業務仕様書の別紙2において、利用者用パンフレットに指定管理者名を表示することとされているが、表示がない。仕様書に基づき対応すること。また、施設内やホームページへの表示についても、指定管理者と所管課で協議されたい。

3 意見

(1) 管理運営業務の報告について【指定管理者・所管課】

業務仕様書、事業計画書(収支予算書)および事業報告書(収支決算書)において、業務内容や経費科目分類等の記載に統一性がない。成果報告や履行確認をより明確にし、今後も施設管理運営の透明性と説明責任の確保に努められたい。